

# 台風大雨被害 千葉県への支援 (概要) 補強版

2019年11月13日

災害被害の本格的な復旧・復興にむけた千葉県の支援が一部拡充されました。この支援内容は、被災者や県内市町村の声を一定程度反映したものです。被災者の要望に応えた柔軟な支援を国と県に引き続き求めましょう。

## 一部損壊 の住宅

## 全市町村で 最大50万円の補助



災害救助法の適用地域、適用外地域ともに、国は応急修理費上限30万円を支援します。県は、修理費が150万を超えた場合は、工事費の20% (上限20万円) を独自に上乘せし、合わせて最大50万円の補助が受けられます。

ただし、市町村に対しても一定の負担を求めるため、それぞれの自治体がこの制度を実施することが前提です。市町村に急いで、この制度の活用を迫りましょう。

\*全壊 (300万円)・大規模半壊 (150万円) の住宅は、国の被災者生活再建支援が受けられます。

## 農業用 ハウス等

## 農家の負担 再建・修繕は10分の1以下に 復旧時強化・補強にも最大500万円

農業用ハウス、トラクター、畜舎などの撤去・復旧、修繕は、すでに着工した分も含めて、国の支援があります。県は、ハウスなどについて、共済への加入の有無にかかわらず、農家の負担が10分の1以下になるようにします。共済未加入農家は、加入が条件とされます。補助対象は事業費20万円以上で、災害を機に離農する場合は対象外です。



復旧時にハウスの強化、補強を行う場合、経費の半分 (上限500万円) が補助されます。

## 牛・豚・鶏 新たな購入

## 実質半額へ

停電・断水などで家畜が死亡し、畜産農家が新たに牛・豚・鶏を購入する場合、共済給付分を除く半額程度を補助します。共済への加入の条件はありません。

## 農林水産業の 共同利用施設

## 農協施設4~6割 軽減 漁協施設5~7割

漁協や農協などの加工、荷捌き、作業場等の共同利用施設 (直営食堂、直売所、事務所除く) の復旧

・復興費用に国と協調して補助します。国の補助対象とならない漁協施設 (直営食堂、直売所等)、漁具設備、種苗 (養殖魚仕入れ) などは、県が10分の5を補助します。

## 中小企業 事業再開

## 上限1000万円

事業再開にむけ、施設の修繕・廃棄、機械装置、備品などの費用を補助します。(保険給付分は除く) 事前着工可です。

- ◆国は、医療・介護の一部負担金・利用料を免除します。住居の全半壊、床上浸水、離農・廃業等が対象。(市町村の実施が前提です)
- ◆「罹災証明書」(建物) 又は「被災証明書」(家具など動産) が必要です。

窓口、申請手続きなど詳細は、千葉県にご確認下さい。  
県庁 043-223-2110 (代表)